

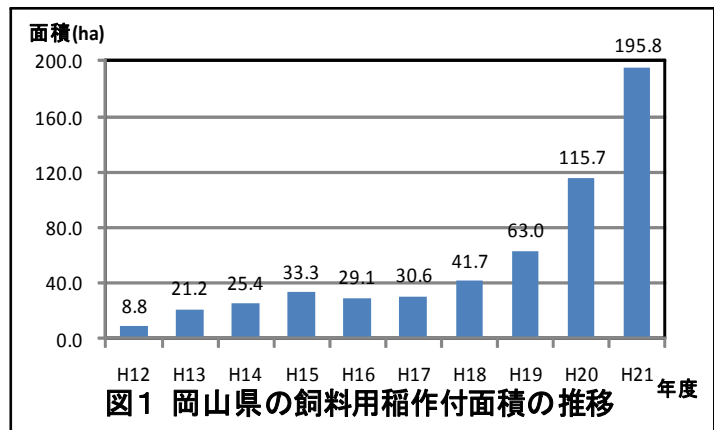
1 県下の取組

本県では、平成12年から飼料用稲（稲発酵粗飼料）の本格的な生産・利用が始まっている。取り組み当初は、既存の牧草収穫機械体系で収穫していたため、湿田での作業が困難で、収量や品質も安定しないなど課題が多かった。平成14年度に県下で初めて稲発酵粗飼料用の収穫専用機が導入され、作業性が改善し、収量や品質が安定した(写真1)。



写真1 稲発酵粗飼料専用収穫機

県内では、酪農家自らが栽培から利用まで行う自給生産型の県南部水田地域と、耕種農家が転作作物として栽培した稲をコントラクター組織が収穫調製し、酪農家が利用する耕畜連携型の県北中山間地域の二つが主な栽培地域であった。その後、収穫専用機を導入したコントラクター組織等が誕生し、県内各地に広く普及し始め、酪農家以外にも肉用牛農家も利用するようになった。転作の強化や飼料高騰が追い風となり、取り組みやすい転作作物として、また低価格な流通粗飼料として注目され、耕種農家の生産希望や畜産農家の利用希望が増え、栽培面積は平成18年以降飛躍的に拡大した(図1)。



現在では、地域内生産利用体系や県南部水田地帯と県北部畜産地帯を結ぶ広域流通体系が生まれ、地域により特色のある取り組みが行われている。

2 現地事例

ここでは、普及指導センターと関係機関が一体となり、飼料用稲による耕畜連携での生産利用体制を推進し、成果を上げている奈義町での活動事例について紹介する。

県北の畜産地帯である奈義町は、水田の遊休地化と畜産農家でのたい肥の有効活用が問題となっていた。その解決策として、普及指導センターが飼料用稲の生産利用を地域に提案し、農家や関係機関と連携して取り組みを開始した。

平成17年度は普及指導センターが中心となり、湛水土中直播栽培やたい肥の活用などの栽培実証(写真2)と稲発酵粗飼料の飼料分析や乳用牛の嗜好調査(写真3)など給与実証を行い、その成果から栽培暦と給与マニュアルを作成し、農家や関係機関へ配布して普及推進を図った。



写真2 湛水土中直播実証ほ



写真3 乳用牛給与実証

平成18年度からは、地域水田協に働きかけ、産地づくり交付金に飼料用稲を追加し、担い手加算等も設定することで経済的支援を付加し、実用段階に入った。栽培、収穫、調製、利用までの作業等の耕畜連携システムを構築し(図2)、これを機能させるために、JA勝英を中心とする「奈義町飼料稲耕畜連携推進協議会」を設立した。協議会では、関係機関の役割分担により業務を行い、連携して技術指導や生産利用調整も行っている。

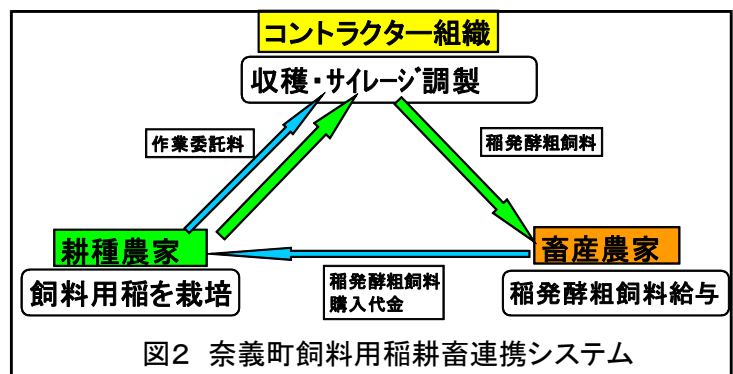


図2 奈義町飼料用稲耕畜連携システム

また、耕種農家と畜産農家の連携強化と意見交換の場づくりや、栽培・給与技術指導を徹底させるために、取り組み全農家を構成員とする「奈義町飼料稲生産・利用組合」も結成した。新規栽培者や新規利用者もすべて組合に加入し、個別巡回などきめ細かな指導により技術習得や

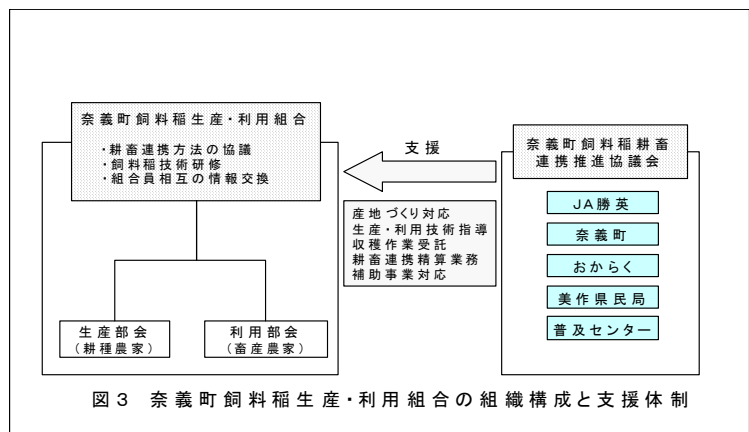


図3 奈義町飼料稲生産・利用組合の組織構成と支援体制

管理の徹底を図っている。飼料用稲に関する問題等はすべて生産・利用組合を通じて検討し、支援や協議が必要な場合は協議会で対応している。(図3)

協議会や生産・利用組合の活動支援とPRにより、栽培面積は年々拡大し、10a当たりの収穫量も向上した。生産、利用農家も増加し、地域では耕畜連携による水田農業の新たな取り組みとして認識され定着している(表1)。さらに周辺市町の勝央町、美作市でも栽培気運が高まっており、平成21年度には普及活動の対象として推進し成果を上げている(表2)。また、「勝英コントラクター組合」を平成21年に設立し、専用収穫機の導入などで、外部のコントラクターに委託していた収穫作業は、地元ですべて完結するようになった。

表1 奈義町の飼料稲取り組みの推移

年 度	栽培農家(戸)	栽培面積 (ha)	品 種	収穫量 (ロール)	10a当収量 (ロール)	利用畜産 農家(戸)
17	1	1.3	ヒノヒカリ・クサホナミ	79	6.2	3
18	3	4.2	ヒノヒカリ	366	8.8	9
19	5	7.3	ヒノヒカリ	676	9.3	9
20	8 (内集落営農法人1)	11.9	ヒノヒカリ	1277	10.7	13

注) 1ロールは270kg。

表2 平成21年度の勝英地方飼料稲の生産と利用の状況

	栽培農家(戸)		栽培面積(ha)		利用畜産農家(戸)	
		内集落営農法人等		内湛水直播		内肉用牛農家
奈義町	16	3	23.0	6.2	17	4
勝央町	16	—	11.1	0.9	11	—
美作市	1	1	2.1	2.1	2	—
合 計	33	—	36.2	9.2	30	4

3 生産・利用の課題と今後の展望

畜産農家では、長期安定利用を希望する農家が多いため、耕種農家との長期供給契約や持続的な供給体制の整備が必要である。

また、流通粗飼料として、輸入飼料との違いを明確にし、栽培段階から利用までの品質向上対策や品質管理対策を徹底し、高品質の安全安心飼料としての流通体系の整備や価格の安定化が必要である。価格については、低コスト生産技術と交付金等の助成により低価格で畜産農家へ供給されている。今後も直接助成は、耕畜両農家への支援対策となり、自給率の向上につながることから、継続を望むものである。

さらに、利用農家の拡大を図るためには、たい肥の有効活用や各家畜別の給与方法の確立、小規模農家や保管場所のない農家でも利用可能なTMRでの供給など新しい供給体制の整備も必要である。

飼料用稲が単なる転作作物ではなく、地域で耕畜両農家が共存し循環型農業を実践する作物であるという認識と自給飼料作物としての定着化が望まれる。